

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
年	・	・	

別表十六(五) 令八・四・一以後終了事業年度分

種別	1					
第10条各号の該当号	2	第号	第号	第号	第号	第号
細目	3					
取得年月日	4	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5					
耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円外
(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
差引取得価額	9					
(7)-(8)						
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△	外△
(10)-(11)-(12)						
損金に計上した当期償却額	14					
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
合計	16					
(13)+(14)+(15)						
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
旧定率法又は定率法の償却額の計算の基礎となる金額	18					
(16)-(17)						
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額	19			
		(9)-(9)× $\frac{10}{100}$				
	旧定率法	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額	21	円	円	円
		(18)				
	算出償却額	旧定額法の償却率	20			
		(19)×(20)又は(21)×(22)	23	円	円	円
	平成19年4月1日以後取得分	定額法による償却額計算の基礎となる金額	24			
		(9)				
		定率法による償却額計算の基礎となる金額	26	円		円
		(18)				
算出償却額	定額法の償却率	25				
	(24)×(25)又は(26)×(27)	28	円	円	円	
当期分の普通償却限度額	29					
(23)又は(28)						
当期分の特別償却限度額	特別償却限度額	30				
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31				
	合計	32				
	(29)+(30)+(31)					
	差引取得価額×50%	33				
	(9)× $\frac{50}{100}$					
	当期償却可能限度額	34				
	当期の通常償却額	35				
	(32)又は(34)のうち少ない金額					
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額	36				
償却限度額	37					
(35)+(36)						
当期償却額	38					
償却不足額	39					
(37)-(38)						
償却超過額	40					
(38)-(37)						
償却超過額	前期からの繰越額	41	外	外	外	
	当期損金額	42				
	償却不足によるもの	43				
	積立金取崩しによるもの	44				
	差引合計翌期への繰越額	45				
(40)+(41)-(42)-(43)						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46				
	((39)-(42))と((30)+(31))のうち少ない金額					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47				
	差引翌期への繰越額	48				
	(45)-(46)					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	翌期への繰越額	49				
	当期分不足額	50				
((39)-(42))と(30)のうち少ない金額						
備考						

P78~80参照

P81参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特定船舶の特別償却」及び「医療用機器等の特別償却」については適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P83~87参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取 得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6第1項第2号	00690	
	第42条の6第1項第3号	00034	
	第42条の6第1項第4号	00037	
	第42条の6第1項第5号	00040	
国家戦略特別区域にお いて機械等を取 得した場合の特別償却	第42条の10第1項	00622	
国際戦略総合特別区域 において機械 等を取 得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地域経済牽引事業の促進 区域内にお いて特定事業用機械等 を取 得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域等にお いて特定建 物等を取 得した場合の特別償却	第42条の12第1項又は令 和8年 旧措置法第42条の11の3 第1項	00568	
中小企業者等が特定経営 力向上設備 等を取 得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項(経 営強 化法規則第16条第2項第 1号)	00712 ※	
	第42条の12の4第1項(経 営強 化法規則第16条第2項第 2号)	00714 ※	
	第42条の12の4第1項(経 営強 化法規則第16条第2項第 3号)	00716 ※	
	第42条の12の4第1項(経 営強 化法規則第16条第3項)	00718 ※	

※ 区分番号は、特別償却の適用を受ける次の①から④までの設備等の区分ごとに記載してください。

- ① 区分番号「00712」(生産性向上設備)
経営強化法規則第16条第2項第1号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ② 区分番号「00714」(収益力強化設備)
経営強化法規則第16条第2項第2号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ③ 区分番号「00716」(経営資源集約化設備)
経営強化法規則第16条第2項第3号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ④ 区分番号「00718」(経営規模拡大設備)
経営強化法規則第16条第3項に規定する設備等に該当する特定経営力向上設備等

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の6第1項	00665 ※1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の7第1項	00728 ※2	

※1 区分番号「00665」は、令和7年度税制改正前に取得等をした生産工程効率化等設備について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和7年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第42条の12の6第1項)を記載してください。

※2 区分番号「00728」は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に取得等をする特定生産性向上設備等について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定船舶の特別償却	令和5年旧措置法第43条第1項第1号	00640 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
	令和5年旧措置法第43条第1項第2号	00642 ※	
	第43条第1項第1号	00692 ※	
	第43条第1項第2号	00694 ※	
	第43条第1項第3号	00696 ※	
	第43条第1項第4号	00644	

※ 区分番号「00692」、「00694」及び「00696」は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和5年7月1日)以後に取得又は製作をする外航船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下「経過船舶」といいます。))を除きます。)について適用を受ける場合が該当し、同日前に取得又は製作をした外航船舶(経過船舶を含みます。))について適用を受ける場合は、区分番号「00640」及び「00642」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
被災代替資産等の特別償却	第43条の2第1項の表の第1号	00608	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
	第43条の2第1項の表の第2号	00610	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第44条の2第1項	00646	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	第44条の4第1項	00679	
	第44条の4第2項	00681	
生産方式革新事業活動用資産等の特別償却	第44条の5第1項第1号	00707	
	第44条の5第1項第2号	00709	
再資源化事業等高度化設備の特別償却	第44条の6第1項	00724	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第1号	00527	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第2号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第3号	00533	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	第45条第2項	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第3項の表の第1号	00670	
	第45条第3項の表の第2号	00573 ※1	
	第45条第3項の表の第3号	00560 ※2	

- ※1 区分番号「00573」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第2号)を記載してください。
- ※2 区分番号「00560」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第3号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条の2第2項	00648	
	第45条の2第3項	00650	
輸出事業用資産の割増償却	第46条第1項	00683 ※1	
特定都市再生建築物の割増償却	第47条第1項 (第47条第3項第1号)	00466 ※2	
	第47条第1項 (第47条第3項第2号)	00469 ※2	

- ※1 区分番号「00683」は、令和6年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和6年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第46条第1項)を記載してください。
- ※2 区分番号「00466」及び「00469」は、令和2年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和2年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第47条第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	令和8年旧措置法第48条第1項	00592	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、別表十六(二)「37」欄、別表十六(三)「33」欄又は別表十六(五)「31」欄の金額(これらの欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額)